

石神井学園の現状と課題

東京都石神井学園
養護係長 橋内賢二

1 現状にみる特徴（課題）

● 被虐待児の増加

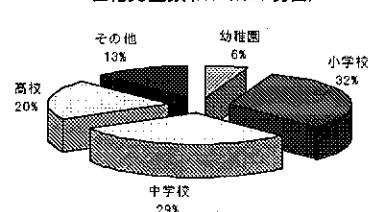
	H16年度	H17年度	H18年度
父母の虐待・酷使	27	33	24
父母の放任・怠惰	8	21	20
棄児	0	2	0
養育拒否	1	4	1
從たる理由が虐待	38	15	37
計	74	75	82
全入所数	108	111	106
被虐待児の割合	68.5%	67.5%	77.3%

● 専門的支援を要する子どもの増加

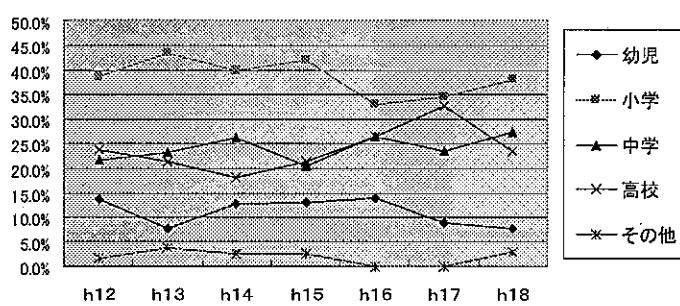
	精神・神経的障害	要医学的支援	発達障害	反・非社会的行為	その他	支援を要しない
H16	4 (3.7%)	23 (21.2%)	22 (20.3%)	10 (9.2%)	62 (57.4%)	53 (49.0%)
H17	11 (2.7%)	44 (40.0%)	32 (29.0%)	18 (16.3%)	122 (110.9%)	29 (26.3%)
H18	41 (39.8%)	60 (58.2%)	35 (33.9%)	23 (22.3%)	209 (202.9%)	30 (29.1%)

● 中高生の割合の増加

在籍児童数(H19.5.20現在)



年齢別在籍児童数の変化(6/1現在)

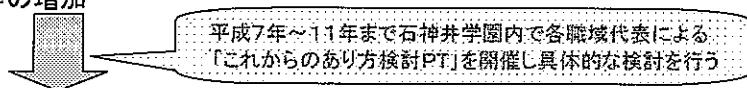


2 課題に対する考え方

● 石神井学園の課題に対する対応

子どもと家庭を取り巻く環境の変化が児童養護施設に入所する子どもに影響

中高齢児童、社会的不適応児童、被虐待児童、家庭調整を要する児童等の増加



通勤通学寮の新設
自立支援寮の開設

在来寮の改善……長期在園児童寮と短期在園児童寮等の検討
専門機能の強化……家庭調整機能及び情緒障害的傾向のある児童
の受け入れ体制の整備

地域支援事業の展開……相談事業、トワイライト・ショートステイ事業

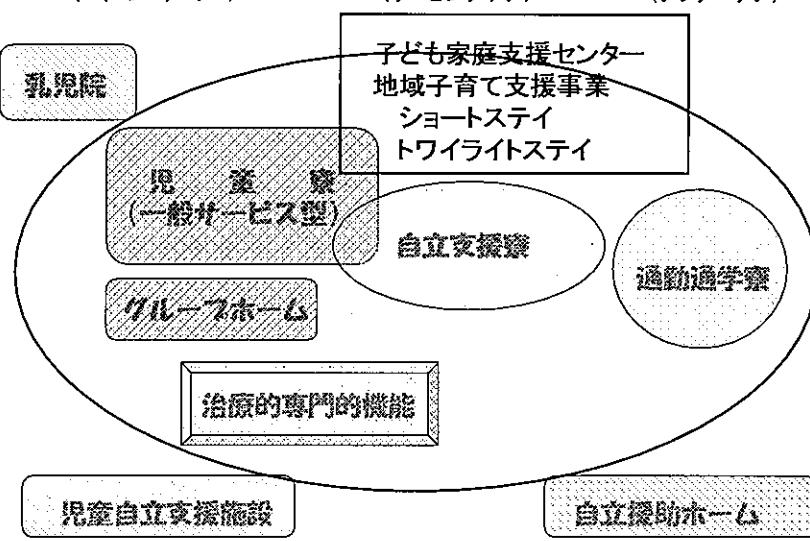
● 児童養護施設に必要と考えられる

機能体系のイメージ (あり方検討PTの検討結果を受けて)

(インケア)

(リビングケア)

(アフターケア)



● 石神井学園で実施しているもの

平成 9年度 自立支援寮、通勤通学寮開設
平成10年度 GH志向寮…16, 17年度に地域に展開
電話相談開始
中高生を持つ地域保護者対象に、子育て相談の実施
被虐待児童支援ハンドブックの作成
平成11年度 SS・TS事業開始を想定し、地元自治体との協議開始
…17年度開始(練馬、中野、豊島)
平成12年度 職員倫理綱領の作成
平成13年度 子どもの個人情報保護要綱の作成

その他、
親子宿泊、自活訓練、帰園棟の整備、アフターケア体制の整備等
個別支援の充実及び子どもの最善の利益の確保に向けての検討

- 自立支援寮=一人ひとりの支援プログラムを作成し、社会に巣立ってゆく前に、自分一人で生活できる力を身につけるための、中高生の自立支援に特化した専門寮
- 通勤通学寮=中学、高校等を卒業し就職しても、まだ社会生活に不安のある子どもについて、自立できるようになるまで支援し、或いは、高校卒業後、さらに大学や短大・専門学校等に通いたい子どもに対しての生活の場を保証する寮
- 被虐待児童支援ハンドブック=被虐待の子どもを受け入れている児童養護施設の、生活の場における癒しの力量を高めるため作成した、「児童養護施設職員による児童養護施設職員のためのハンドブック」
- 親子宿泊=親子関係の状況確認と、その後の親子調整や親指導のあり方を検討し、或いは、親子での生活を体験することで、今後の家庭生活での課題等を明確にし、状況に応じた支援を行うとともに、状況が整えば家庭復帰につなぐことを目的とする
- 自活訓練=高校3年生を中心に、希望する高校生等を対象に、一人での生活を体験させながら、自立への意識や技術を高めることを目的とする
- 帰園棟=石神井学園の退園生で、就職等の失敗により、生活の場を無くした者を対象に、期間を限定し、生活の場を提供しながら、再就職等の支援を行うとともに、帰るべき家庭のない卒園生に対し、その状況にあわせ、短期間帰省に応じる役割を持つ

● 自立支援計画の作成について

- 児童養護施設運営の手引き及び石神井学園ハンドブックに規定し、その目的等を全職員に周知する : 参考(目次)

4. 子どもの記録(自立支援計画票)の作成と自立へ向けての支援

(1)作成する様式とその目的

- ア. 自立支援計画票作成の目的
- イ. 入所時に作成する様式
- ウ. 毎年度(上期、下期)ごとに作成する様式
- エ. 年度をとおして作成する様式
- オ. 自立支援計画票の作成
- カ. 目標達成に向けた段階的な支援

(2)自立へ向けての支援への活用

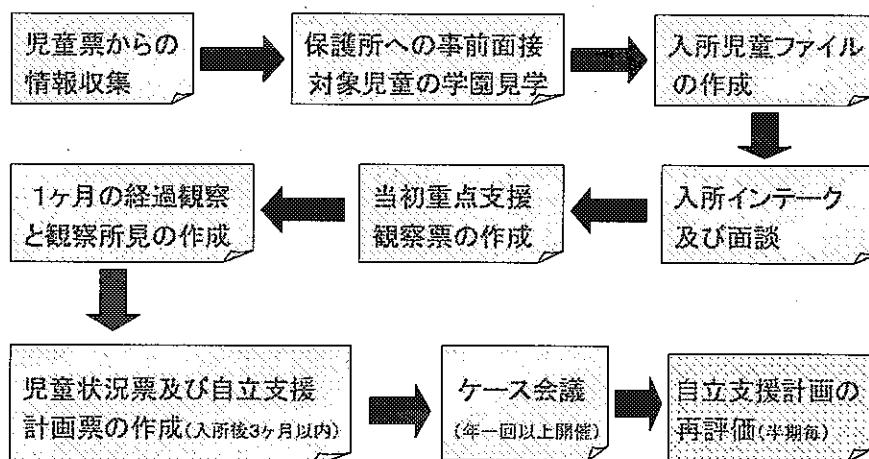
- ア. 自立支援計画票の効果的な活用…具体的な支援に向けて
- イ. 具体的な支援…それぞれの目標(自立)達成に向けての取り組み
- ウ. 子どもと保護者、関係機関等の意向、意見の確認と調整

(3)日常の支援へどう活かすか

留意すること

- 定期的にヒヤリングやアセスメントを実施し、計画の評価及び必要に応じての改訂を行う
- 子どもたちとの話し合いを確実に行うことで、子どもたちの意向意見を把握する
- 親や家族の意見意向を必ず確認する
- 児童相談所等関係機関の意向意見を必ず確認する

● 自立支援計画の作成フローチャート(新規入所の場合)

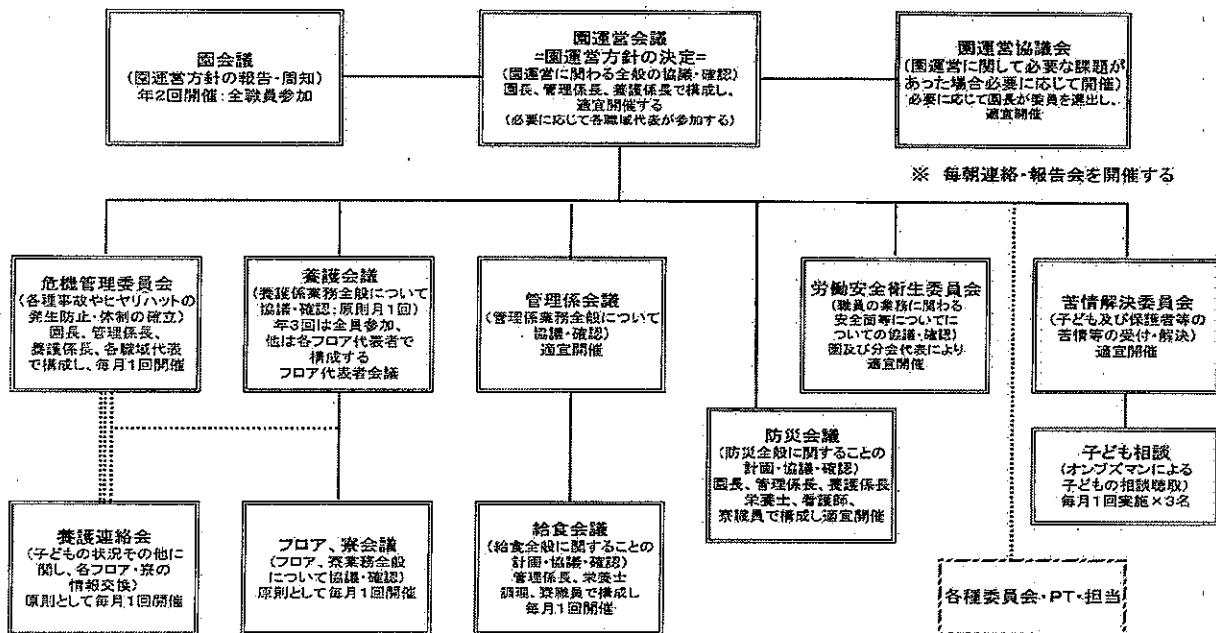


※計画作成時は、必ず、子ども、家族、児童相談所等の関係機関等に対し、意見意向の確認を行う。また、計画の再評価は必ず半期毎に行うとともに、最低年一回以上のケース会議を担当福祉司及び担当心理職員を招請し開催し、その結果を基に再評価を行う。

● 組織・意識の改革と研修(1)

- ・園運営に関する意志決定を明確にし、全職員に周知する
- ・課題や事故等に関する処理方法を明確にし、そこで検討結果を有効的かつ効果的に職務に反映するための体制整備

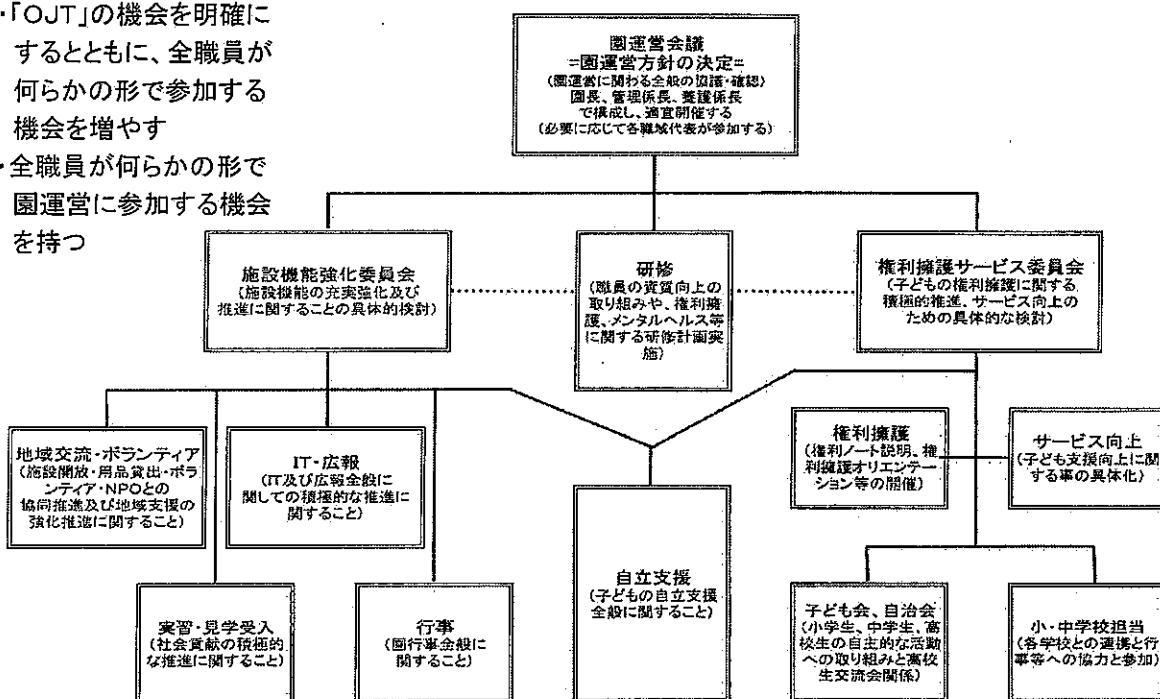
園運営に関して、意思決定をともなう組織体系



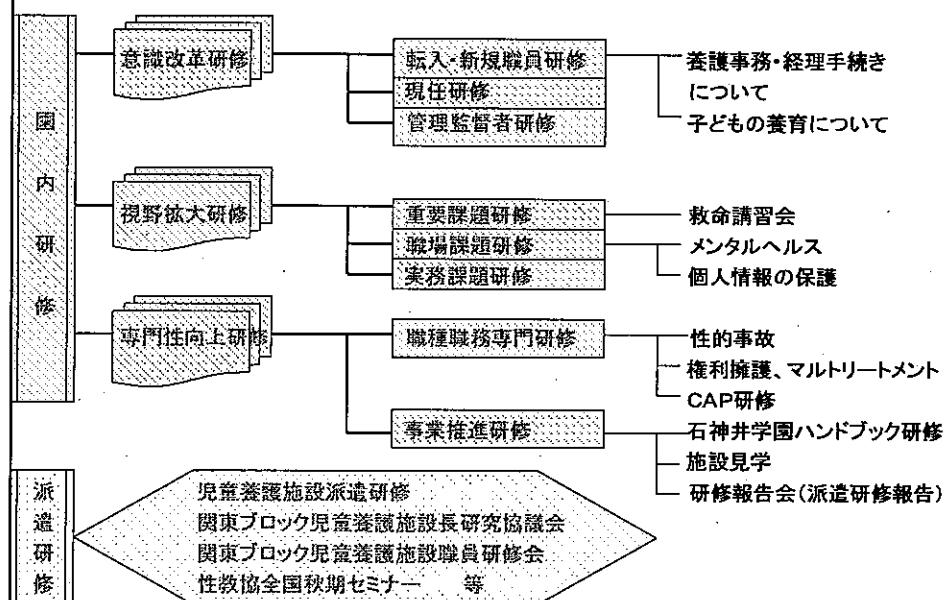
● 組織・意識の改革と研修(2)

- ・専門性の向上、施設機能の充実を目指す
- ・「OJT」の機会を明確にするとともに、全職員が何らかの形で参加する機会を増やす
- ・全職員が何らかの形で園運営に参加する機会を持つ

各種委員会・PT・各種担当の関係図



● 組織・意識の改革と研修(3)



平成19年度東京都石神井学園事業概要

平成19年4月10日

1 目的

児童相談所長の決定により、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入れ園させ、家庭に代わって養護するために設置されている。（児童福祉法第41条）

2 沿革

- 明治5年(1872年) 東京府養育院が創立され、老人・児童・病弱者の援護事業を開始する。
- 明治42年(1909年) 東京市養育院巣鴨分院を開設し、老人と児童を分離する（石神井学園の創立）。
- 昭和17年(1942年) 現在地に新築移転し、東京市石神井学園と改称する。
- 昭和18年(1943年) 都制施行により 東京都石神井学園となる。
- 昭和23年(1948年) 児童福祉法の施行に伴い、同法に基づく養護施設となり、民生局の所管となる。
- 昭和48年(1973年) 養育家庭センターを開設する。（平成14年3月31日廃止）
- 昭和62年(1987年) 児童棟増改築工事完了に合わせ年齢別寮編成を廃止し、男女混成完全縦割り方式とする。
- 平成9年(1997年) 自立支援寮の試行運営を開始する。
- 平成12年(2000年) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団が運営を受託する。
- 平成18年(2006年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（指定管理期間3年）

3 施設規模及び19年度予算

- (1) 敷地面積 32,118.01m²
- (2) 建物規模 建物面積 3,642.30m² 床面積 5,598.20m²
事務室、児童棟4棟(2階建)、医務室、調理棟、学習室、職員住宅棟(3階建)
プール、テニスコート、野球場等
- (3) 19年度指定管理料収入(案) 696,758千円

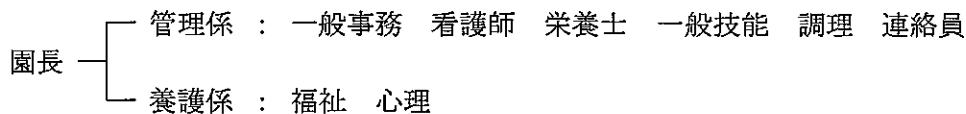
4 児童定員及び職員配置等

- (1) 児童定員 112名

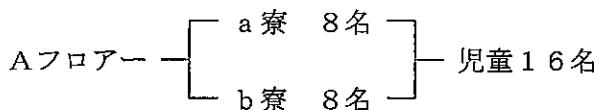
- (2) 職員数及び組織

ア 職員数 77名（常勤43名 契約18名 非常勤7名 再雇用2名 賃金職員7名）

イ 組織



- (3) 寮の運営体制



5 児童の状況（平成19年4月10日現在） [学齢別内訳]

区分	園内保育	幼稚園	小学校	中学校	高校	養護高等部	大学・専門学校	各種学校外	合計	
男子	0	3	17	15	11	2	2	1	51	
女子	0	3	18	17	11	8	0	1	58	
計	0	6	35	32	22	10	2	2	109	

(一時保護1名、措置停止1名含む)

[在園年数別内訳]

1年未満	1～3年 未満	3～5年 未満	5～7年 未満	7～10年 未満	10年以上	合計
34 31.2	29 26.6	26 23.9	11 10.1	7 6.4	2 1.8	109 100%

[過去5か年の入所・退所状況]

14年度	(入園) 23名・(退園) 20名
15年度	(入園) 23名・(退園) 18名
16年度	(入園) 30名・(退園) 27名
17年度	(入園) 20名・(退園) 30名
18年度	(入園) 34名・(退園) 30名

[入所経路別] (19年度)

家庭	養育家庭	乳児院	児童養護施設	児童自立支援施設	母子支援施設	虚弱児施設	合計
73 67.0	7 6.4	10 9.2	11 10.1	4 3.7	2 1.8	2 1.8	109 100%

6 事業の内容（児童自立支援計画）

[基本方針] 個々の児童の自ら育つ意欲を引出し、児童の自立への支援と家庭の養育力に対する側面からの支援にあたるという視点を中心に据えたうえで、事業運営にあたる。

- (1) 生活指導 ①基本的生活習慣の形成と生活技術の習得をさせる。②集団生活を通して自律的生活態度を育む。③社会的ルールの遵守を教え、社会の一員としての自覚を育てる。
- (2) 就学指導 各教育機関と連携しながら、児童への個別の指導・援助を行い教育効果を高める。
- (3) 情操指導 園内外の諸行事への参加等を通して、児童の心身の健全な育成を図る。また、児童の自治的な活動への取り組みを促し、自主性・協調性を育む。
- (4) 進路指導、自立援助及びアフターケアー 各児童の志望や適性に配慮した進学・就職準備活動を援助し、円滑な自立を図る。
また、卒園後も、職場定着の助言・激励等により、社会への適応力を高めるよう指導する。
- (5) 食生活・健康管理 調理室、医務室と寮職員が連携・協力して、児童の健康維持・増進と疾病予防を図り、児童の健全育成の基礎を固める。
- (6) その他 ボランティア・フレンドホームとの交流等により、より豊かな生活経験の場を提供する。

7 運営方針

- (1) 施設機能の充実
 - (ア) 関係機関と連携し、園全体として自立支援計画の策定や検証を行うなど、児童一人ひとりに応じた的確な支援を行う。
 - (イ) ボランティアなど施設外の社会資源の積極的活用を図る。
 - (ウ) 園全体としてサービス水準の質の維持・向上に努める。
- (2) 施設機能の拡充
 - (ア) 園外生活体験を運営する。より家庭的な養護を実践するとともにその効用を検証する。
 - (イ) 福祉資源としての施設を活用した子育て支援事業を実施する。
- (3) 高い資源を備えた職員の育成
 - OJTと職場内研修の充実や派遣研修への参加等により職員の専門性向上を図る
- (4) IT化の推進
 - 整備された基盤を業務の効率化などに活用する。